

平成20年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成20年9月25日（木曜日） 午後 2時03分開議

- 第 1 認定第 1号 平成19年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 発議第 2号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）
- 第10 発議第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）
- 第11 発議第 4号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）
- 第12 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

1番 西原 央 騎 君	2番 本 多 夕紀江 君
3番 東海林 繁 幸 君	4番 村 山 義 明 君
5番 星 川 三喜男 君	6番 柳 澤 雅 宏 君
7番 藤 田 首 健 君	8番 石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 邑 智 雄 君

教育長職務代行者	石川篤君
総務課長	米屋彰一君
総務課参事	遠藤義一君
まちづくり 推進課長	小林生吉君
産業建設課長	柴田弘君
産業建設課参事	中原直樹君
保健福祉課長	奥村文男君
保健福祉課参事	竹内義博君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

（午後 2時03分）

◎認定第1号～認定第8号

○議長（石神忠信君） 日程第1、認定第1号 平成19年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8、認定第8号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○決算審査特別委員長（東海林繁幸君） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成20年9月25日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

決算審査特別委員会委員長、東海林繁幸。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、認定第1号から認定第8号までについては、すべて審査の結果、認定されましたことを報告いたします。

決算認定にあたって付すべき意見を申し上げます。（1）、町税、公営住宅家賃などにおいて多額の滞納が発生しており、公平性の観点から今後より一層厳しい徴収努力を求め。なお、滞納整理のための事務処理要領等は、より実効性が上がるように見直すべきである。

（2）、本町の実質公債費比率は28.8%に達し、財政のひっ迫は著しい。財政悪化の原因は議会にもあり、懸命の行政努力を続ける行政とともに財政再建に取り組みなければならない。来年度早期健全化団体として財政健全化計画を策定しなければならないことは必至の情勢であり、各会計の費用削減をはじめ、議員や特別職報酬の見直しが必要である。

以上でございます。

以上をもって委員会審査報告書を提出いたします。

○議長（石神忠信君） これから認定第1号 平成19年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第8号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを採決します。

これらの決算に対する委員長報告は、すべて認定とするものです。

これらの決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成19年度中頓別町一般会計歳入歳出決算から認定第8号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の件まで8会計の決算については、すべて認定することに決しました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、発議第2号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○4番（村山義明君） 発議第2号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、中頓別町議会議員、藤田首健。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基礎となっている。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えている。

以上のことから、道民にとって、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおけている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要な課題の一つである。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧される場所である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記

1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。

2 新たな整備計画の策定に当たっては、立ちおけている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できる

ようにすること。

3 地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。

4 今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 発議第3号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、藤田首健。賛成者、中頓別町議会議員、村山義明。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環

境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地域温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、発議第4号 「協同労働の協同組合法

(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西原さん。

○1番(西原央騎君) 発議第4号。

平成20年9月25日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、西原央騎。

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動が続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に、欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人と人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月25日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上です。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りいたします。本件については、各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成20年第3回定例会を閉会といたします。

(午後 2時20分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員